



令和7年 年末のご挨拶と今年の振り返り

日頃より格別のご愛顧を賜り、心より感謝申し上げます。

今回は2025年に施行された労務関連の重要な改正を振り返りつつ、来年に向け押さえておくべき改正ポイントをご案内いたします。



1. 2025年のできごと

1 最低賃金の引上げ

今年10月に全国平均で1,100円を超える最低賃金改定が実施され、賃金の再確認や労務管理の見直しが求められました。

北海道の最低賃金
1,075円/時給

2 健康保険 被扶養者の認定にかかる変更

今年10月から、19歳以上23歳未満の方を扶養に追加する場合は、現行の「年間収入130万円未満」という要件が「年間収入150万円未満」に変わりました。

3 職場における熱中症対策が義務化されました

具体的な対策は「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」となり、事業者が熱中症対策を行わなかった場合には罰則も設けられています。

4 年金制度改革法が成立しました

社会保険の加入対象拡大、在職老齢年金制度の見直し等年金制度が大きく見直されました。

5 健康保険証の発行が終了しました

発行済みの従来の健康保険証は原則令和7年12月2日以降使用できなくなり、今後はマイナ保険証の使用が基本となります。

2. 2026年押さえておくべき改正ポイント

- 労働基準法の改正
連続勤務の上限規制（14日以上連続勤務禁止）、11時間の勤務間インターバル制度義務化、法定休日特定義務化（就業規則・シフト表に明示）を想定
- ストレスチェックが50人未満の企業も義務化へ
担当者の選任や実施体制の整備、結果保存管理の徹底化
- 子ども子育て支援金制度
会社と従業員が折半で負担。医療保険料に上乗せして徴収されます
- 在職老齢年金支給停止額が月50万円→62万円へ
高齢社員が働きながら年金を受け取りやすくなります

12/27～1/4
年末年始休業です



本年も格別のご支援を賜り、誠にありがとうございました。

来年もより良いサービスのご提供に努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

年末に向けて寒さが厳しくなってまいりますが、どうぞご自愛のうえ、良いお年をお迎えください。

